

新たな外国人材受入れ制度に関する Q & A（漁業） 目次

1 新たな外国人材受入れの仕組みについて P 1

- 1 漁業分野で、特定技能外国人を受け入れる方法を教えてください。
- 2 第 2 号技能実習修了者は、漁業技能評価試験（専門級）を受検し、合格している必要がありますか。
- 3 漁船漁業又は養殖業以外の職種で第 2 号技能実習を修了した外国人は漁業分野の業務に従事できるのですか。
- 4 第 2 号技能実習修了者が特定技能 1 号に移行する場合には、一旦帰国する必要があるのですか。
- 5 技能実習から特定技能 1 号に移行する場合、最長で何年間在留できますか。
- 6 特定技能外国人の雇用期間に上限はありますか。
- 7 登録支援機関とは何ですか。必ず関与させないといけないのですか。
- 8 第 3 号技能実習生が実習期間中に特定技能 1 号の在留資格に移行することはできますか。
- 9 平成 31 年 3 月中に第 2 号技能実習を修了し在留期間が満了する者を帰国させずに 4 月以降も引き続き特定技能 1 号で受け入れることはできますか。また、受入れに当たっては、どのような手続等が必要ですか。
- 10 特定技能制度の導入後は、技能実習制度はなくなるのですか。
- 11 将来的には、2 号特定技能外国人を受入れていくことになるのですか。

2 受入れ機関について P 6

- 1 特定技能外国人を雇用し、漁業者に派遣を行うことができる派遣事業者の要件は何ですか。
- 2 漁業協同組合等は、労働者派遣事業等を行うことができるのでしょうか。
- 3 受入れ機関当たりの受入れ人数の上限はあるのですか。
- 4 過去に 1 度でも行方不明者を発生させている場合は受入れ機関になれないのですか。また、行方不明の要因として受入れ機関になろうとする者側に非がない場合であっても受入れ機関にはなれないのですか。

5 特定技能外国人は、複数の漁業者の下で業務に従事することはできるのでしょうか。

3 業務の内容・範囲について P 8

- 1 外国人は、どのような業務に従事できるのですか。
- 2 受入れ機関が漁業と養殖業を兼業しているところ、漁業の業務に従事している外国人が、養殖業の業務に従事できるのですか。
- 3 漁業分野で受け入れた外国人が、漁業のほか、加工等に従事することができるのですか。
- 4 業務区分横断的な業務（採捕した水産動植物の養殖等）はどちらで受け入れたらよいのでしょうか。
- 5 特定技能外国人については、労働基準法上、労働時間等の取扱いはどうなるのでしょうか。

4 技能試験について P 10

- 1 外国人の技能を評価するための漁業分野の技能試験はどのようなものですか。
- 2 日本語試験はどのようなものですか。
- 3 技能試験は、いつ頃から、どこの国で実施するのでしょうか。

5 登録支援機関について P 11

- 1 登録支援機関としてどのような機関を想定しているのですか。
- 2 技能実習制度における監理団体となっている漁業協同組合が、登録支援機関になることはできますか。
- 3 漁船に乗船している外国人及び監督者との定期的な面談はどのように実施したらよいのでしょうか。

6 その他 P 12

- 1 大都市圏に近い漁業地域にばかり外国人が偏在し、遠隔地の漁村地域に必要な人材が確保できない事態が生じないよう、どのような対応を行うのでしょうか。
- 2 新たな外国人の受入れに当たり、漁業分野に関することは、どこに問い合わせればよいのでしょうか。

新たな外国人材受入れ制度に関する Q & A (漁業)

質 問	回 答
<p>1 新たな外国人材受入れの仕組みについて</p> <p>1 漁業分野で、特定技能外国人を受け入れる方法を教えて下さい。</p>	<p>1 一定の要件を満たす漁業者等（受入れ機関（法令上は「特定技能所属機関」））は、以下の（１）又は（２）の要件を満たす外国人と直接雇用契約を結び、特定技能 1 号での在留に係る審査・手続を経た上で、外国人の受入れができます。 【運用方針 3（１）・（２）】 （１）漁業分野の技能試験と基本的な日本語試験に合格した者 （２）漁船漁業職種（８作業）又は養殖業職種（１作業（ほたてがい・まがき作業））の第 2 号技能実習を修了した者 ※ 8 作業：かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、刺し網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業</p> <p>2 なお、受入れ機関が漁業分野で外国人を雇用する場合、農林水産省が外国人の適正な受入れ及び外国人の保護のために組織する「漁業特定技能協議会」に加入し、協議会及び構成員たる業界団体に対して必要な協力を行うことが求められます。【運用方針 5（２）イ、エ】</p>
<p>2 第 2 号技能実習修了者は、漁業技能評価試験（専門級）を受検し、合格している必要がありますか。</p>	<p>1 技能実習評価試験（専門級）を受検していない（※）又は当該試験を受検したものの合格していない場合であっても、実習中の出勤状況、技能等の修得状況、生活態度等に照らし、第 2 号技能実習を良好に修了したことを立証し、特定技能 1 号で求められる技能水準及び日本語能力水準を有していると評価されれば、特定技能の在留資格を得ることが可能です。</p> <p>※ 現行制度における技能実習生については、3 級の技能検定（漁業の場合、当該検定級に相当する技能実習評価試験（専門級））を受検していることが必須です。</p>

	<p>2 手続きの詳細は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-（平成31年3月法務省・農林水産省編）」をご覧ください、実習状況等を記載した書類を在留資格申請の際に提出することが求められます。</p>
<p>3 漁船漁業又は養殖業以外の職種で第2号技能実習を修了した外国人は漁業分野の業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 漁船漁業・養殖業以外の職種で第2号技能実習を修了した外国人が、漁業分野の業務に従事するためには、漁業又は養殖業の「漁業技能測定試験（仮称）」に合格する必要があります。</p> <p>2 漁業の試験に合格した場合、業務区分「漁業」の特定技能1号に移行できます。養殖業の試験に合格した場合、業務区分「養殖業」の特定技能1号に移行できます。</p>
<p>4 第2号技能実習修了者が特定技能1号に移行する場合には、一旦帰国する必要があるのですか。</p>	<p>第2号技能実習修了者の特定技能1号への移行に際して一旦帰国することは法令上の要件となっておりません。他方、特定技能雇用契約において、外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させるものとしていることが必要となります。</p>
<p>5 技能実習から特定技能1号に移行する場合、最長で何年間在留できますか。</p>	<p>1 第2号技能実習を修了した場合、実習した3年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。（技能実習から最長8年間）</p> <p>2 第3号技能実習を修了した場合、実習した5年間に加えて、特定技能1号において通算で最長5年間在留できます。（技能実習から最長10年間）</p> <p>※ 特定技能1号の在留期間には、一時帰国が認められていますが、再入国許可又はみなし再入国許可により本邦から出国していた期間や在留期間更新許可申請の際に生じる特例期間も通算期間に算入されることとなります。</p> <p>他方、特定技能1号による在留を終了し単純出国をした上で帰国した場合、その期間は通算期間に参入されません。</p>
<p>6 特定技能外国人の雇用期間に上限はありますか。</p>	<p>雇用期間について、入管法上、特段の定めはありませんが、1号特定技能外国人の在留できる期間の上限は通算で5年間とされているので、期間の定めのない雇用契約を締結することはできるものの、通算5年を超える期間については在留が認められないこととなりますので、ご留意願います。</p> <p>※ 在留期間（更新可能）は、1年、6か月又は4か月から決定されます。</p>

<p>7 登録支援機関とは何ですか。必ず関与させないといけないのですか。</p>	<p>1 登録支援機関は特定技能所属機関との契約により委託を受けて適合1号特定能外国人支援計画の実施の業務を行う者ですが、受入れに当たって、必ずしも登録支援機関を関与させる必要はありません。</p> <p>2 なお、受入れ機関には、入国前の特定技能雇用契約の内容等の事前ガイダンス、出入国する際の空港への送迎、住居確保、生活オリエンテーション、日本語学習、日本人との交流、転職、苦情・相談対応、定期的面談等の支援を提供できる体制の整備などを内容とする支援計画を定めて実施することが義務付けられます。</p> <p>3 受入れ機関が支援計画に基づく支援を自ら行えない場合は、登録支援機関に支援計画の全部又は一部の実施を委託することが可能です。ただし、支援の一部を委託する場合は、当該受入れ機関は支援体制の基準に適合するものとは認められません。</p> <p>4 なお、漁業分野では、3で全部の実施を委託する場合、登録支援機関は、漁業特定技能協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うことが求められます。</p> <p style="text-align: right;">【運用要領第3の3(2)イ】</p>
<p>8 第3号技能実習生が実習期間中に特定技能1号の在留資格に移行することはできますか。</p>	<p>1 技能実習生は、技能実習計画に基づき技能等に習熟するための活動を行うものです。</p> <p>2 こうした在留資格の性格上、技能実習計画に基づく活動を終了していない実習中の者については、原則として変更は認められません。</p>
<p>9 平成31年3月中に第2号技能実習を修了し在留期間が満了する者を帰国させずに4月以降も引き続き特定技能1号で受け入れることはできますか。また、受入れに当たっては、どのような手続等が必要ですか。</p>	<p>1 平成31年3月中に第2号技能実習を修了し在留期間が満了する者については、従前と同じ職種・事業者の下で就労するなど、一定の条件・手続を経た上で在留を継続し、「特定技能1号」に変更することが可能です。</p> <p>2 具体的には、一旦「特定活動(就労可)」の在留資格への変更許可(在留期間4月)を受けた上で、登録支援機関の確保等「特定技能1号」での受入れの準備ができ次第、「特定活動(就労可)」から「特定技能1号」への変更許可を受けることとなります。</p> <p>3 手続の詳細等については、法務省ホームページの新たな外国人材受入れの特設サイトを御参照いただくか、最寄りの地方入国管理局(地方出入国在留管理局)に御相談ください。</p> <p>※ 上記の手続については、第2号技能実習生、第3号技能実習生として活動している者が対象となります。また、「特定活動(就労可)」で在留した期間は、特定技能1号の上限5年に算入されます。</p>

<p>10 特定技能制度の導入後は、技能実習制度はなくなるのですか。</p>	<p>1 今般導入する特定技能制度は、人材の確保が困難な状況にある漁業分野（漁業・養殖業）において、一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人材を労働力として受け入れる制度となります。</p> <p>2 これに対し、技能実習制度は、漁船漁業（8作業）・養殖業（1作業）において、技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）の移転による国際協力を推進する観点から、外国人を実習生として受入れ、日本の技能等を修得等させる制度です。</p> <p>3 上記のとおり、特定技能制度と技能実習制度は、その目的や対象が異なります。したがって特定技能制度の導入後も、技能実習制度は存続します。</p>
<p>11 将来的には、2号特定技能外国人を受入れていくことになるのですか。</p>	<p>1 2号特定技能外国人は、1号特定技能外国人よりも熟練した技能を要する業務に従事する者です。</p> <p>2 まずは、1号特定技能外国人の受入れを実現したところであり、将来的に、1号特定技能外国人の受入れ状況や人手不足の状況を勘案しながら、漁業の存続・発展に資するよう、必要に応じ、検討していくこととしています。</p>
<p>2 受入れ機関について</p>	
<p>1 特定技能外国人を雇用し、漁業者に派遣を行うことができる派遣事業者の要件は何ですか。</p>	<p>改正入管法の法務省令において、派遣事業者は、以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上適当と認められる者となることが定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 漁業分野に係る業務又はこれに関連する業務を行っている者 ② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している者 ③ ①又は地方公共団体が業務執行に実質的に関与していると認められる者（①の役職員又は地方公共団体の職員が役員となっている等） <p>【運用方針5（2）ア、（3）】</p> <p>このほか、労働者派遣法等に基づき、派遣事業の許可を受けることが必要です。</p>
<p>2 漁業協同組合等は、労働者派遣事業等を行うことができるのでしょうか。</p>	<p>1 漁業分野では、例えば、漁業協同組合が特定技能所属機関となり、労働者派遣等を行うことを想定しています。</p> <p>2 漁業協同組合が組合員の要請に基づく漁業労働者の供給のために行う労働者派遣事業等は、水産業協同組合法第11条第1項第6号の組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置に含まれます。従って定款に漁業協同組合が行う事業として、</p>

	<p>組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置が規定されていれば実施できます。なお、労働者派遣事業等の実施は、組合の運営に大きく影響し、事業計画の設定や変更に該当することから、水産業協同組合法第48条第1項第2号に該当し、総会決議が必要となります。</p>
<p>3 受入れ機関当たりの受入れ人数の上限はありますか。</p>	<p>漁業者により経営の状況は多様であることから、漁業分野において技能実習制度のような1事業者当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。</p>
<p>4 過去に1度でも行方不明者を発生させている場合は受入れ機関になれないのですか。 また、行方不明の要因として受入れ機関になろうとする者側に非がない場合であっても受入れ機関にはなれないのですか。</p>	<p>1 改正入管法の法務省令において、受入れ機関が満たすべき基準の1つとして、「特定技能雇用契約の締結の日前1年以内又はその締結の日以降に、当該機関の責めに帰すべき事由により外国人の行方不明者を発生させていないこと」が定められています。この「外国人」には、技能実習生も含まれます。</p> <p>2 したがって、雇用契約の締結前1年以内若しくはその締結の日以降に行方不明者を発生させていない、又は行方不明者の発生要因が受入れ機関になろうとする者側の責めに帰すべき事由がない、つまり当該機関に非がない場合は、当該規定に該当しないこととなります。</p> <p>3 なお、この「行方不明者」には、海中転落による行方不明者が含まれます。労働安全法令を遵守し、ライフジャケットの着用はもとより、労働者への安全教育を徹底し、適切な労働環境を提供することが必要です。</p>
<p>5 特定技能外国人は、複数の漁業者の下で業務に従事することはできるのでしょうか。</p>	<p>1 漁業者が直接雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定技能外国人が別の漁業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局において新たに在留資格変更許可を受けることで、別の漁業者の下で業務に従事することができます。</p> <p>2 漁業分野では派遣形態による受入れが認められているため、派遣事業者に雇用された特定技能外国人は、複数の漁業者に派遣されて業務に従事することができます。ただし、派遣先の漁業者も、受入れ機関と同様、労働、社会保険等の法令を遵守していること等の基準を満たしている必要があります。</p> <p>※ 労働者派遣等の仕組みにおいては、派遣先の漁業者が特定技能外国人に対する指揮命令を行うこととなります。</p>

3 業務の内容・範囲について	
<p>1 外国人は、どのような業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 漁業技能測定試験（漁業）に合格した者又は漁船漁業職種（8作業）の第2号技能実習を修了した者は、漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）に従事できます。この場合、漁船漁業職種の第2号技能実習修了者は、8作業以外の漁業にも従事することができます。 【運用方針5（1）ア、運用要領第3の2（1）】</p> <p>2 漁業技能測定試験（養殖業）に合格した者又は養殖業職種（ほたてがい・まがき養殖作業）の第2号技能実習を修了した者は、養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）に従事できます。この場合、養殖業職種の第2号技能実習修了者は、ほたてがい・まがき養殖作業以外の養殖業にも従事することができます。 【運用方針5（1）イ、運用要領第3の2（2）】</p>
<p>2 受入れ機関が漁業と養殖業を兼業しているところ、漁業の業務に従事している外国人が、養殖業の業務に従事できるのですか。</p>	<p>1 漁業技能測定試験（漁業）に合格した場合又は漁船漁業職種の第2号技能実習を修了した場合であっても、養殖業の業務に従事することはできません。</p> <p>2 ただし、漁業技能測定試験（養殖業）にも合格した場合には、その外国人は、漁業又は養殖業の業務に広く従事することができます。</p>
<p>3 漁業分野で受け入れた外国人が、漁業のほか、加工等に従事することができるのですか。</p>	<p>1 漁業又は養殖業に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務であれば、外国人も付随的に従事することができます。例えば、自家原料を使用した加工に従事することが可能です。詳細は、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-漁業分野の基準について-（平成31年3月法務省・農林水産省編）」をご覧ください。</p> <p>(1) 関連業務の例（漁業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁具・漁労機械の点検・換装 ・ 船体の補修・清掃 ・ 魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃 ・ 漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込 ・ 出漁に係る炊事・賄い

- ・ 採捕した水産動植物の生簀における蓄養その他付随的な養殖
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 等

(2) 関連業務の例（養殖業の場合）

- ・ 漁具・漁労機械の点検・換装
- ・ 船体の補修・清掃
- ・ 魚倉，漁具保管庫・番屋の清掃
- ・ 漁船への餌，氷，燃油，食材，日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込
- ・ 養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
- ・ 鳥獣に対する駆除，追払，防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
- ・ 養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
- ・ 自家生産物の運搬・陳列・販売
- ・ 自家生産物又は当該生産に伴う副産物を原料又は材料の一部として使用する製造・加工及び当該製造物・加工物の運搬・陳列・販売
- ・ 魚市場・陸揚港での漁獲物の選別・仕分け
- ・ 体験型漁業の際に乗客が行う水産動植物の採捕の補助
- ・ 社内外における研修 等

【運用要領第3の1】

2 ただし、同一の受入れ機関が、漁業部門と加工部門を経営していても、日本人が、それぞれの部門に別々に雇われて、それぞれの作業に従事している場合、漁業部門で受け入れた外国人が、加工部門の業務を行うことはできません。

<p>4 業務区分横断的な業務（採捕した水産動植物の養殖等）は、どちらの業務区分で受け入れたらよいでしょうか。</p>	<p>1 特定技能外国人がどのような業務に主として従事するかにより異なります。</p> <p>2 水産動植物の採捕が主で養殖を行う場合は、漁業の業務区分で受け入れ、関連業務として付随的に養殖の業務を行うこととなります（日本人従業員が通常採捕の業務に併せて養殖の業務にも従事している場合に限る）。</p> <p>3 養殖が主で水産動植物の採捕も行う場合は、養殖業の業務区分で受け入れ、関連業務として付随的に採捕を行うこととなります（日本人従業員が通常養殖の業務に併せて採捕の業務にも従事している場合に限る）。</p>
<p>5 特定技能外国人については、労働基準法上、労働時間等の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>1 特定技能外国人は事業所で雇用される労働者であるため、日本人の漁業就業者と同様に労働基準法等の一部の規定（労働時間、休憩、休日）については適用除外の取扱いとなりますが、雇用契約に基づいて適切に労務管理を行ってください。</p> <p>2 労働基準法の取扱いは、事業所単位で判断されることとなるため、加工・製造の事業等も併せて行っている場合は、地方労働局等に御相談の上、対応願います。</p>
<p>4 技能試験について</p>	
<p>1 外国人の技能を評価するための漁業分野の技能試験はどのようなものですか。</p>	<p>1 技能試験は、漁業技能測定試験（漁業）又は漁業技能測定試験（養殖業）の2種類で、それぞれ漁業又は養殖業に即戦力として従事するために必要な能力を測るものです。</p> <p>2 具体的には、第2号技能実習修了者が受験する専門級試験と同等レベルで、水産動植物の探索・採捕等、養殖水産動植物の育成管理・収穫等の能力を測るものとなります。</p> <p style="text-align: right;">【運用要領第1の1（1）・（2）】</p>
<p>2 日本語試験はどのようなものですか。</p>	<p>日本語能力水準については、（独）国際交流基金が国外で実施する日本語基礎テストにより確認するほか、国内外で実施されている日本語能力試験（N4以上）を活用します。【運用要領第1の2（1）・（2）】</p>
<p>3 技能試験は、いつ頃から、どこの国で実施するのでしょうか。</p>	<p>1 漁業の技能試験については、平成31年度予算の成立後に公募により選定された試験実施者（一般社団法人大日本水産会）において試験問題の検討・作成を行なうとともに、平成31年（2019年）度内の試験実施を予定しています。このため、試験実施までは第2号技能実習修了者の受入れにより対応することとなります。</p>

	<p>2 試験を実施する国としては、漁業についてはインドネシア、養殖業についてはベトナム、中国、フィリピンを想定しています。</p>
<p>5 登録支援機関について</p>	
<p>1 登録支援機関としてどのような機関を想定しているのですか。</p>	<p>1 受入れ機関の所在する地域の漁業活動やコミュニティ活動の核となる漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が、登録支援機関となることが望まれます。 2 漁業協同組合等以外の者である登録支援機関を活用することも可能ですが、漁業特定技能協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うことが求められるところ、漁業現場の実情を熟知した登録支援機関を選んでいただくことが、支援計画の適切な実施の観点からも重要です。</p>
<p>2 技能実習制度における監理団体となっている漁業協同組合が、登録支援機関になることができますか。</p>	<p>1 要件を満たせば、監理団体も登録支援機関となることができます。 2 ただし、以下に該当する受入れ機関への支援はできないことに留意してください。 (1) 受入れ機関の役員の配偶者、2親等内の親族その他受入れ機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者 (2) 過去5年間に受入れ機関の役員又は職員であった者 3 また、漁業分野においては、漁業協同組合が登録支援機関になる場合であっても、漁業特定技能協議会及びその構成員に対し必要な協力を行うことが求められます。</p>
<p>3 漁船に長期間乗船している外国人及び監督者との定期的な面談はどのように実施したらよいでしょうか。</p>	<p>1 支援責任者又は支援担当者は、支援計画の適正な実施を確保するため、特定技能外国人及びその監督をする立場にある者と定期的（3か月に1回以上）な面談を実施できる体制を有している必要があります。 2 しかし、漁船が洋上で操業を続け、特定技能外国人やその監督的立場にある漁労長・船長等と3か月に1回以上の頻度で面談ができない場合には、面談に代えて3か月に1回以上の頻度で無線その他の通信手段により連絡をとることとし、近隣の港に帰港した際に特定技能外国人及びその監督者と面談を行うこととして差し支えありません。</p>

6 その他

1 大都市圏に近い漁業地域にばかり外国人が偏在し、遠隔地の漁村地域で必要な人材が確保できない事態が生じないよう、どのような対応を行うのでしょうか。

1 外国人の偏在防止は、政府全体として取り組むべきことであるところ、政府としては、地方で就労するメリットの外国人への周知、外国人の地方定着を促進する優良事例の受入れ機関や地方自治体への紹介、地方自治体の外国人受入れに係る先導的な取組に対する地方創生推進交付金による支援などの取組を行う予定です。また、受入れ機関等が参加する分野別の「協議会」を設け、地域ごとの外国人の就労状況を把握するとともに、過度な集中が認められた場合には、受入れ機関に対して受入れ自粛の要請などの措置を講じる予定です。

2 さらに、法務省において、①3か月ごとに地域・分野別に特定技能外国人の在留者数を公表する、②総合的対応策における生活者としての外国人に対する支援の一つとして、全国約100か所に一元的な相談窓口を設置する等の方針が出されているところです。

3 漁業分野についても、分野別の協議会として設置される「漁業特定技能協議会」等を活用しながら、外国人受入れの優良事例を広く内外に発信するとともに、不正行為の情報共有と対応方策の検討等を行うこととしており、これらによって漁村地域が外国人にとって魅力あるものとなるよう努めてまいります。

4 なお、漁業分野での運用方針では、「漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。」旨が記載されており、この点も踏まえ、地方における必要な人材の確保に努めてまいります。

【運用方針5（5）】

<お問い合わせ先>

2 新たな外国人の受入れに当たり、漁業分野に関することは、どこに問い合わせればよいでしょうか。

新たな外国人材の受入れ制度一般については、法務省のホームページに、「特定技能外国人の受入れに関する運用要領」や「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」等のほか、法務省の問合せ先が掲載されていますので、ご覧下さい。

※法務省HP「新たな外国人材受入れ（在留資格「特定技能」の創設等）」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

また、漁業分野に関することについては、法務省及び水産庁のホームページに、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領 -漁業分野の基準について-」を掲載していますので、ご覧下さい。

※水産庁HP「特定技能外国人の受入れに関する情報」

<http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyosei/index.html#a-19>

なおご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

(お問い合わせ先)

水産庁漁政部企画課漁業労働班

代表：03-3502-8111（内線 6571）

直通：03-6744-2340

FAX：03-3501-5097